

神恵内村地域材利用推進方針

平成24年10月23日策定

神恵内村地域材利用推進方針（以下、「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物における利用の促進を図るため、公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向、公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、村が整備する公共建築物における地域材の利用の基準、公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項並びに公共建築物以外での地域材の利用の促進に関する基本的事項等を定めるものである。

第1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

I 公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び活用され、森林資源の循環利用に繋がることから、森林・林業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、木材は断熱性・調湿性に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、再利用が可能で省資源につながる資材であることから、地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出抑制、建築物等での炭素固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を村民に幅広く提供し、地域材の利用の意義等について理解を醸成することが重要である。

一方、公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、非木造を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化（注1）を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における地域材の利用の促進を図るものとする。

なお、村では豊かな海と川を育む森林づくりの取組として、国有林と村有林の連携や民間支援による森林の整備等を進めることとしており、こうした取組によって村内から産出される地域材について、特に有効に利用するよう努めることとする。

(1) 村の役割

村は、自ら率先してその整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づく公共建築物における地域材の利用の促進に向けた措置の実施状況を明らかにし、公共建築物及び公共建築物以外の建築物等における地域材の利用のより効果的な促進に努めるものとする。

また、関係機関と連携しながら地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(2) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

村以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者、林建協働に基づく、建設業等からの参入者その他の関係者は、本推進方針を踏まえ、村が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、村が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された地域材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において地域材を利用するに当たっては、村民の安全と安心を確保する観点から森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、品質を判断する根拠となる乾燥度合いや強度が明示されているJAS製品の使用に努めるものとする。

(注1) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 地域材の利用を推進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 村が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く村民一般の利用に供される建築物（学校、社会福祉施設、病院・診療所、社会体育施設、社会教育施設、公営住宅、集会所、観光関連施設等）のほか、村の事務・事業又は職員の住居に供される庁舎、村職員住宅等が含まれる。

(2) 村以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、村以外の者が整備する建築物であって、広く村民に利用され、村民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物が含まれる。

2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

(1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第2の1の(1)及び(2)に記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や地方公共団体の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

(3) 森林バイオマスの利用の促進

森林バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、森林バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(4) 地域材利用に係る環境等への貢献度についての普及

村は、カーボン・フットプリント（CFP）やライフサイクル・アセスメント（LCA）等（注2）を活用し、公共建築物での地域材の利用が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果や利用者の心理面、情緒面及び健康面に及ぼす効果の普及に努めるものとする。

（注2） 「カーボン・フットプリント（CFP）」とは、製品やサービスについて、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を算出し、地球温暖化への影響度の指標とするもの。

「ライフサイクル・アセスメント（LCA）」とは、製品やサービスが環境に与える負荷を定量的に算定して環境への影響度を評価する手法。

3 村及び道の取組

公共建築物での地域材の利用に当たり、道及び村は連携して以下により推進するものとする。

(1) 道の取組

道は、公共建築物での地域材の利用を促進するため、国が実施する施策の効果的な活用と併せ公共建築物を整備する者への支援、設計者や木材加工技術者などの人材育成、耐火部材や木材建築工法等に関する技術開発、公共建築物に利用する地域材の供給体制の整備、木造公共建築物の事例の収集・提供など総合的な施策の推進に努めるものとする。

(2) 村の取組

村は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、地域の実状に即した独自の施策の充実を図り、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進ものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用を積極的に検討するとともに、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

第3 村が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

村立施設の木造化・木質化等を進めるに当たっては以下によるものとする。

(1) 木造化の推進

村は、その整備する公共建築物のうち、第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、可能な限り木造化を図るものとし、その場合の基準は別表1による。

(2) 木質化の推進

村は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとし、その場合の基準は別表2による。

(3) 木質家具等の導入の推進

村が整備する公共建築物において使用する家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。

(4) グリーン購入の推進

村が整備する公共建築物において利用する地域材製品については、北海道が定める（「北海道グリーン購入基本方針（平成13年8月6日施工）」（注3）に基づき毎年度定める環境物品等調達方針（以下「環境物品等調達方針」という。）」「環境物品等調達方針」に示された判断基準を満たす製品の購入に努めるものとする。

(5) 森林バイオマスの利用の推進

村が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、森林バイオマスを燃料とするものの導入を推進するものとする。

(注3) 「北海道グリーン購入基本方針」は、国の「グリーン購入法」（平成12年法律第100号）に基づき策定されたもので、道において、毎年度、環境負荷の低減に資する物品・役務（以下「環境物品等」という。）についての調達方針を定めることとしている。

第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 地域材の安定的な供給の確保

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者・木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、村は、これら地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

2 公共建築物の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また、村は、道や関係試験研究機関と連携し、地域材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

村は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を推進するものとする。

1 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、村は建築関係者や木材製造業者等と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅等を建築する担い手の育成、住宅部材の開発等の施策の推進に努め、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の促進

村は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、周辺的环境との調和などを考慮する必要がある場所では木製ガードレールや公園の木柵の設置、敷材としてのチップの活用など地域材製品の利用に努め、建設業者への情報提供等により、土木工事や工作物等での地域材の利用を推進するものとする。

3 産業関連施設での地域材の利用の促進

漁業は、本村の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、漁業者用作業場などの漁業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

また、観光関連施設等については、広く地域材の利用についてPRできる場となることから、同様に地域材の利用を促進するものとする。

4 森林バイオマスの利用の促進

村は、公共建築物における森林バイオマスの利用を推進するとともに、村民への利用の意義の普及啓発や、加工・利用施設の整備への支援、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど森林バイオマス製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を促進するものとする。

第6 その他公共建築物等における地域材の利用の促進に関する必要事項

1 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達によって建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備に当たっては、建築コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。

(別表1)

村が整備する公共建築物の木造化推進基準

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）				木材の使用条件
	1,000㎡以下	1,000㎡超～2,000㎡以下	2,000㎡超～3,000㎡以下	3,000㎡超	
学校	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。 ※①②	地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努める。	次の全ての条件を満たすこと。 ①合法性又は持続可能性が証明された木材 ②地域材（北海道内の森林から産出され、道内で加工されたことが証明された木材） ③JAS製品 ただし、道内に加工施設がなく地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合や特殊な用途に用いる製品を必要とする場合等はこの限りでない。
保健福祉施設（保健所、児童福祉施設等）	法令の範囲内で可能なものは、木造とする。				
医療施設（病院、診療所等）	入院施設あり	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※①②		
	入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①		
運動施設（体育館等）	平屋建てのものは、木造とする。	平屋建てのものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①	平屋建てのものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。 ※①②		
社会教育施設（美術館等）	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは必要な防火措置を行い木造とする。 ※①	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。 ※①②		
集会場	2階建て以下で客席が200㎡未満のものは、木造とする。	2階建て以下で客席が200㎡未満のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①			
村営住宅 職員住宅	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※①②			
庁舎、研修所 交番・駐在所	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①			
宿泊施設（研修宿泊所等）	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※①②			
倉庫	2階建て以下のものは、木造（1,500㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※①②				

- (1) 第3の(1)(再掲) 上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。
- (2) 第3の(1)の①(再掲) 防火地域及び準防火地域であって、木造化が困難な場合は除く。
- (3) 第3の(1)の②(再掲) 防災・保安上の理由等から木造化が困難な場合は除く。
- (4) 第6の1(再掲) 本表の適用に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

※① 延べ面積が1,000㎡を超える大規模木造建築物等は、外壁及び軒裏の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、屋根は不燃化等の措置を要する。

※② 準耐火建築物は、主要構造部を準耐火構造又はそれと同等の性能を有するものとし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備の設置を要する。

(別表2)

村が整備する公共建築物の木質化推進基準

建築物の用途	内装等の木質化を行う主たる箇所	
学校	居室（教室、職員室、進路相談室、音楽室、図書室等）、玄関、廊下の壁面及び床	
保健福祉施設 （保健所、 児童福祉施設等）	居室（リハビリ室、図書室、研修室、面談室、娯楽室、入所者室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面及び床	
医療施設 （病院、診 療所等）	入院施設あり	居室（病室、待合室、面会室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面及び床
	入院施設なし	
運動施設 （体育館等）	床、壁面、各付帯設備（更衣室、トイレ等）の壁面	
社会教育施設 （美術館等）	居室（各種展示室、資料室、図書室、研修室、会議室等）、廊下、ロビーの壁面及び床	
集会場	居室（講堂、会議室、研修室等）、廊下、ロビーの壁面及び床	
村営住宅 職員住宅	主たる居室、玄関、廊下の壁面及び床	
庁舎 研修所 交番・駐在所	居室（事務室、幹部室、応接室、会議室、講堂、食堂等）、廊下、ロビーの壁面及び床	
宿泊施設（研修宿泊所等）	居室（宿泊室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面及び床	
倉庫	主たる部位	

(注) 第3の(2)(再掲)

関係法令等で制限がある場合はこの限りでない。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとするが、原材料の確保が難しいなど、地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合はこの限りでない。

